

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4491781号
(P4491781)

(45) 発行日 平成22年6月30日(2010.6.30)

(24) 登録日 平成22年4月16日(2010.4.16)

(51) Int.Cl.

G09F 1/08 (2006.01)

F 1

G09F 1/08

C

請求項の数 1 (全 6 頁)

(21) 出願番号 特願2004-251120 (P2004-251120)
 (22) 出願日 平成16年8月3日 (2004.8.3)
 (62) 分割の表示 特願2003-185789 (P2003-185789)
 原出願日 平成15年5月26日 (2003.5.26)
 (65) 公開番号 特開2004-355029 (P2004-355029A)
 (43) 公開日 平成16年12月16日 (2004.12.16)
 審査請求日 平成18年5月23日 (2006.5.23)

特許権者において、実施許諾の用意がある。

前置審査

(73) 特許権者 393030774
 株式会社エーモン
 東京都墨田区立花4丁目2番2号 ハセガ
 ワビル2F
 (72) 発明者 荒木 総親
 東京都墨田区八広2丁目54番15-60
 6号
 審査官 櫻井 茂樹

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】折り畳み式のスタンド型表示体

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

各々の両側部で繋がる前壁部と背壁部と、前記前壁部または前記背壁部に設けられた前壁部と背壁部との間を張らませるための折り込み部と、前記前壁部と前記背壁部とを平らに合わせた状態で折り畳み可能となるように前壁部と背壁部とに設けられた折り線とから成る折り畳み式のスタンド型表示体に於いて、背壁部側の前記折り線の左右の端部に、前記折り線から折り畳んだ際に前記折り線の部分に生ずる膨らみを逃がすための、前記両側部の各々の側に至る切り込み部が設けられていることを特徴とする、折り畳み式のスタンド型表示体。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】

【0001】

この発明は前壁部と背壁部との間を張らませて自立出来るようにし且つ収納時や運搬時には折り畳んで小さくすることが出来るようにした、スタンド型表示体に関する。

【背景技術】

【0002】

紙製の円筒などでは両側から均一に圧力が加えられると平面状に潰れることが知られている。この加圧方向とは直角の両側部方向からの圧力によって元の円筒に近い形状に復元させることが出来る。この原理を応用して、前記平面状のものの上下端部を外側に突出する円弧状に成形し、この円弧状の突出片をやはり円弧状の折り線を付けるようにして内側

20

へ折り込むことによって、円筒に近い形状のものを形成することが出来る。

【0003】

このようにして形成される略円筒は、図面などの書類を丸めて入れる紙管などとして利用されている。

【0004】

ところでこのような略円筒を立ててスタンド型表示体として利用しようと考えた時に問題となるのがその両端部の円弧部分であり、このままでは自立させることが出来ないため、この少なくとも下側と成る端部を略円筒に対して直角に切断したものとしなくてはならない。すると前記円弧状の突出片に代わって略円筒形状を保つものを端部にではなく中側に設ける必要がある。

10

【特許文献1】特になし

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

さてこのようにして形成されるスタンド型表示体であるが、小は商品の宣伝用スタンドから大は等身大あるいはそれ以上の大型の広告塔などへの用途がある。しかしながら大型のものになればなるほど、運搬時や収納時に嵩張り取り扱いが容易でないと言う問題を生ずる。

【0006】

従ってこの発明では、運搬や収納が楽であり且つ組み立てや撤去が容易であるようなスタンド型表示体の提供を課題とする。

20

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記課題は、各々の両側部で繋がる前壁部と背壁部と、前記前壁部または前記背壁部に設けられた前壁部と背壁部との間を脹らませるための折り込み部と、前記前壁部と前記背壁部とを平らに合わせた状態で折り畳み可能となるように前壁部と背壁部とに設けられた折り線とから成る折り畳み式のスタンド型表示体に於いて、背壁部側の前記折り線の左右の端部に、前記折り線から折り畳んだ際に前記折り線の部分に生ずる膨らみを逃がすための、前記両側部の各々の側に至る切り込み部が設けられていることを特徴とする、折り畳み式のスタンド型表示体とすることによって達成される。前壁部と背壁部とが両側部で繋がっていると言う場合、前壁部と背壁部とが別体でありそれ等が重合されて両側部で接着や蝶番止めが為されているもの、2つ折りによって前壁部と背壁部とが形成され両端部が接着されているもの、円筒を平らに潰して両側の折り目から前壁部と背壁部とが形成されているものなどを上げることが出来る。前壁部や背壁部の素材は任意であり、紙、合成樹脂板、金属板、木板等を必要に応じて選択したり混用することが可能である。また前記折り込み部、すなわち折り込み片は横向きだけでなく縦向きに形成することも可能である。

30

【0008】

前記折り込み部を内側へ折り込むと折り込み片が形成されるが、この折り込み片が相対する側の壁部を押すため、前壁部と背壁部との間隔がこの折り込み片の分だけ開いて結果的に膨らみ立体化しこれにより全体が自立可能な状態と成る。

40

また膨らみが円に近くなるほど剛性が大きくなるため丈の高いものを提供することが出来る。前記折り込み部は前壁部または背壁部に折り込み片が形作られるようにその周囲に切り込みを設けて成るものであり、実質的に単なる切り込み片であるため、幾つ設けても重量が増加したり重心位置が変化するようなことが起らず、追加部品を必要とせず、コストが安いと言う特長を有する。なお前記折り込み部の折り目と成る部位をミシン目として構成してもよい。

【0009】

また前記内側へ折り込まれた折り込み部を元の状態に引き戻すことによって、前記前壁部と前記背壁部とを合わせた平らな状態にすることが出来る。更に前記折り線から折り返すことにより、全体をコンパクトに折り畳んで運搬したり収納したりすることが出来るよ

50

うに成る。この折り畳みの際に、前壁部と背壁部とが両側部で繋げられたものを折り返そうとすると、前記折り線の部分が膨らんで全く平らな状態に折り畳むことが出来にくく成ることがあるが、こうした場合でも背壁部側の前記折り線の左右の端部に前記両側部の各々の側に至る切り込み部を設けることによって、この膨らみを逃がすことが出来るのである。3つ折り以上に折り畳む場合にも有効である。

【発明の効果】

【0010】

以上この発明は、各々の両側部で繋がる前壁部と背壁部と、前記前壁部または前記背壁部に設けられた前壁部と背壁部との間を脹らませるための折り込み部と、前記前壁部と前記背壁部とを平らに合わせた状態で折り畳み可能となるように前壁部と背壁部とに設けられた折り線とから成る折り畳み式のスタンド型表示体に於いて、背壁部側の前記折り線の左右の端部に、前記折り線から折り畳んだ際に前記折り線の部分に生ずる膨らみを逃がすための、前記両側部の各々の側に至る切り込み部が設けられていることを特徴とする、折り畳み式のスタンド型表示体としたものである。前記折り線から折り返すことによって全体をコンパクトに折り畳むことが出来る。特に背壁部側の前記折り線の左右の端部に前記両側部の各々の側に至る切り込み部が設けられていることにより、前記折り線の部分に膨らみが生じた場合でもこれを逃がして平らな状態に折り畳むことが出来る効果がある。

10

【0011】

この結果、運搬や収納が楽であり組み立てや撤去が容易であるようなスタンド型表示体を提供することに成功し、所期の目的を達成している。

20

【発明を実施するための最良の形態】

【0012】

以下ではこの発明の一実施形態について図面を参照しながら説明するが、この発明はこの実施形態にのみ限定されるものではない。

【0013】

この実施形態のスタンド型表示体は、1枚の厚紙をその両側部で接着して筒状に成形すると共に、この接着部を一側としてこの筒状体を潰して前壁部1と背壁部2とを形成して成るものである。図中の符号10は前記前壁部1の頂部が背壁部2の頂部（実は後述する折り込み部20のラインである）よりも突出された冠部10を指す。また前壁部1と背壁部2とが潰れた平面状体の時に2つ折り可能と成るように中央部に折り線3が設けられている。この折り線3の左右の端部には、前記両側部の各々の側に至る切り込み部32、32が設けられている。更に背壁部2の中央部には、下側の折り込み部23と両側および上側の切り込み溝24とから構成される折り込み片25が設けられている。同様に前記背壁部2の頂部には折り込み部20が形成されている。

30

【0014】

前壁部1と背壁部2とが潰れた平面状体では、前記折り線3から2つ折りにすることが出来る。この状態から図1に示す立体構造に変化させるには、まず前記折り線3からの2つ折りを解いて細長い状態にして、次に前記折り込み片25を折り込み部23から内側に折り込むようにすると、折り込み片25の先端部が前壁部1の背面壁を押して前壁部1と背壁部2との間を膨らませるように作用する。同様に前記背壁部2の頂部が折り込み部20から内側に折り込まれることによって、折り込み片22の先端部の突き当て部21が前壁部1の背面壁を押して前壁部1と背壁部2との間を膨らませるように作用する。これによりこの実施形態のスタンド型表示体を自立させることが出来るのである。

40

【0015】

またこの状態から折り畳むには先ほどと逆の手順で、まず前記折り込み片25を引き出して、前壁部1と背壁部2との間を潰し平面状体とし、前記折り線3から2つ折りにすればよい。この際に前記折り線3の左右の端部に前記両側部の各々の側に至る切り込み部32が設けられていることによって折り畳んだ時のテンションを逃がすことが出来るようになっている。すなわち前壁部1と背壁部2とが両側部分で繋げられたものを折り返そうとすると、前壁部1と背壁部2とが同一の大きさでその両側部で繋げられているため、前記

50

折り線 3 の部分が膨らんで全く平らな状態に折り畳むことが出来にくく成る場合があるが、この問題を緩和するのがこの実施形態の折り線 3 及び左右の切り込み部 3 2 , 3 2 なのである。

【 0 0 1 6 】

このように 2 つ折りにして平らにすることが可能になっているので、単に前壁部 1 と背壁部 2 との間を潰しただけのものとは異なり運搬や収納が容易である。なおこの実施形態では前記折り込み部 2 3 の端部が前記両側部より内側に設けられている。これは内側へ折り込みやすくするための工夫であるが、この部位が前記折り込み部 2 1 のように両側部に至るように形成してもよいことは言うまでもない。

【 産業上の利用可能性 】

10

【 0 0 1 7 】

なおこの発明は上述の実施形態に限定されないから、例えば前記前壁部または前記背壁部にこの壁部が湾曲した時に壁部の一部を浮き出させるための切り込み部を設けることが可能である。また湾曲する壁部分に平板を貼り付けるなどしてこの平面を宣伝に利用することが可能である。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 8 】

【 図 1 】第 1 実施形態の斜視図である。

【 符号の説明 】

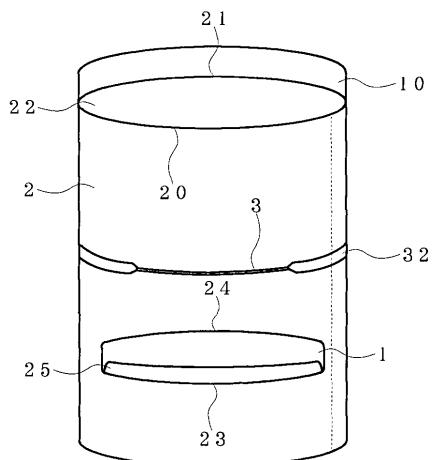
【 0 0 1 9 】

20

- 1 前壁部
- 1 0 冠部
- 2 背壁部
- 2 0 折り込み部
- 2 1 突き当て部
- 2 2 折り込み片
- 2 3 折り込み部
- 2 4 切り込み溝
- 2 5 折り込み片
- 3 折り線
- 3 2 切り込み部

30

【図1】



フロントページの続き

(56)参考文献 登録実用新案第3093422(JP, U)
実公昭63-012368(JP, Y2)
特開2002-040940(JP, A)
特開平11-095706(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G09F1/08、7/18
A47F5/11~5/12